

登記事項証明書交付申請書
(動産・債権譲渡登記用)

東京法務局 御中

年 月 日申請

登記区分	<input type="checkbox"/> 動産譲渡 <input type="checkbox"/> 債権譲渡・質権設定 ※ いずれかを選択し、チェックしてください（両方のチェックはできません）。		収入印紙欄	
窓口に来られた人・申請人 ※法人が請求する場合は、氏名欄に代表者の資格・氏名も記載してください。	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人 → 委任者の商号等 () 会社法人等番号(任意)(- -) ※ 代理人が請求するときは、下欄に代理人の住所・氏名を記載してください。また、委任状が必要です。	押印欄 実印を押印(代理人の場合は認印で可)	収入印紙	
	証明書の交付を受けることができる資格 <input type="checkbox"/> 譲渡人 <input type="checkbox"/> 譲渡人の使用人 <input type="checkbox"/> 譲受人 <input type="checkbox"/> 債務者 ※ 登記された動産・債権の差押債権者等(利害関係人)に該当する方は「当事者指定検索用」様式で請求してください。		収入印紙	
	住所			
	フリガナ			
氏名	会社法人等番号(任意)(- -)			
添付書類	<input type="checkbox"/> 委任状(代理人が請求するときが必要) <input type="checkbox"/> 印鑑証明書(発行から3か月以内のものが必要) <input type="checkbox"/> 代表者の資格を証する書面(法人の場合は必要) (□登記事項証明書につき添付を省略) <input type="checkbox"/> 破産管財人等の選任を証する書面 <input type="checkbox"/> 譲渡人又は譲受人の商号・本店等の変更を証する書面 (□登記事項証明書につき添付を省略) <input type="checkbox"/> 譲渡人の使用人であることを証する書面			
ファイル区分	<input type="checkbox"/> 現在ファイル (現在効力を有するファイル) <input type="checkbox"/> 閉鎖ファイル (全部抹消登記又は存続期間が満了した登記に係るファイル) ※ 一部抹消登記がされただけではファイルは閉鎖されません(全ての通番が抹消されると閉鎖されます。)。一部抹消登記がされた通番を含む登記事項証明書を請求する場合は、「現在ファイル」をチェックしてください。			
証明書の交付形式	<input type="checkbox"/> 個別事項証明 (1個の動産・債権ごとに交付するもの) <input type="checkbox"/> 一括証明 (2個以上の動産・債権に係る登記事項を一括して交付するもの) ※ 一括証明は、証明書に記載される動産・債権の個数が2個以上の場合に限り交付されます。 ※ 債権譲渡・質権設定登記の一括証明においては、債権個別事項の備考欄に記載された事項のほか、一部の登記事項の記載が省略されます。	請求部数	部	
● 検索条件 (次のいずれかを選択してください。) → <input type="checkbox"/> 登記番号指定検索 (登記番号によって特定されるファイルに記録されているすべての動産通番又は債権通番について、登記事項証明書を交付します。) ● 登記番号 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin: 5px auto;">第 - 号</div> → <input type="checkbox"/> 通番指定検索 (登記番号によって特定されるファイルに記録されている一部の動産通番又は債権通番について、登記事項証明書を交付します。) ※ 登記番号及び動産通番又は債権通番を指定してください。動産通番又は債権通番は、範囲で指定することもできます。 ● 登記番号 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin: 5px auto;">第 - 号</div> ● 動産通番又は債権通番 <div style="border: 1px solid black; width: 500px; height: 40px; margin: 5px auto;"></div> 記入例 1-5 (1番から5番までの通番を指定) 20 (20番の通番を指定)				
※ 質権設定登記の場合は、譲渡人とあるのは質権設定者と、譲受人とあるのは質権者と読み替えてください。				

収入印紙は、割印をしないで、ここに貼ってください。(登記印紙も使用可能)

交付部数	手数料	交付方法	◎ 郵送請求の場合には、返信用封筒(宛名を書いて、切手を貼ったもの)を同封し、下記の宛先に送付してください。 【申請書送付先】〒165-8780 東京都中野区野方一丁目34番1号 東京法務局民事行政部 動産登録課 又は 債権登録課
		<input type="checkbox"/> 窓口交付 <input type="checkbox"/> 郵送交付	